

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、清水町立清水幼稚園の入園料、保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(入園料の額)</u></p> <p><u>第2条 幼稚園の入園料は、園児1人につき3,600円とする。ただし、第3条に定められた保育料の階層区分が1に認定された園児が属する世帯の場合の入園料は、無料とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保育料の額)</u></p> <p><u>第3条 幼稚園の保育料の額は、園児1人につき別表に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(預かり保育料の額)</u></p> <p><u>第3条の2 預かり保育料の額は、園児1人1時間につき300円とする。ただし、前条に定められた保育料の階層区分が1及び2に認定された園児が属する世帯の場合の預かり保育料は、無料とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(納入義務者)</u></p> <p><u>第4条 保育料等の納入義務者は、園児の保護者とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保育料等の徴収)</u></p> <p><u>第5条 入園料は、入園した月の25日までに徴収する。</u></p> <p><u>2 保育料は、毎月25日までに徴収する。</u></p> <p><u>3 預かり保育料は、町長の指定する期日までに徴収する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保育料等の免除)</u></p> <p><u>第6条 同一の世帯において兄又は姉を持つ園児に係る保育料については、保育料の全額を免除する。</u></p>

改正後

改正前

2 町長は、前項によるもののほか特別の事由があると認めるときは、保育料等を免除することができる。

(保育料等の返還)

第7条 すでに納入した保育料等は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(保育料の滞納に関する措置)

第8条 町長は、保育料の督促状の指定期限を経過したのちにおいても当該保育料の納入義務者が滞納している場合には、当該園児の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第3条関係）

階層区分	定義	保育料（月額）
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）	0円
2	市町村民税が非課税世帯	3,000円
3	市町村民税の課税世帯	7,200円

備考

1 この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当該年度分の市町村民税額による。

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) ひとり親世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手

改正後	改正前						
	<p>帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者</p> <p>(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯</p> <table border="1" data-bbox="1122 598 1684 807"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	保育料（月額）	2	0円	3	3,000円
階層区分	保育料（月額）						
2	0円						
3	3,000円						

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前までに行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。